

木島平村結婚祝金

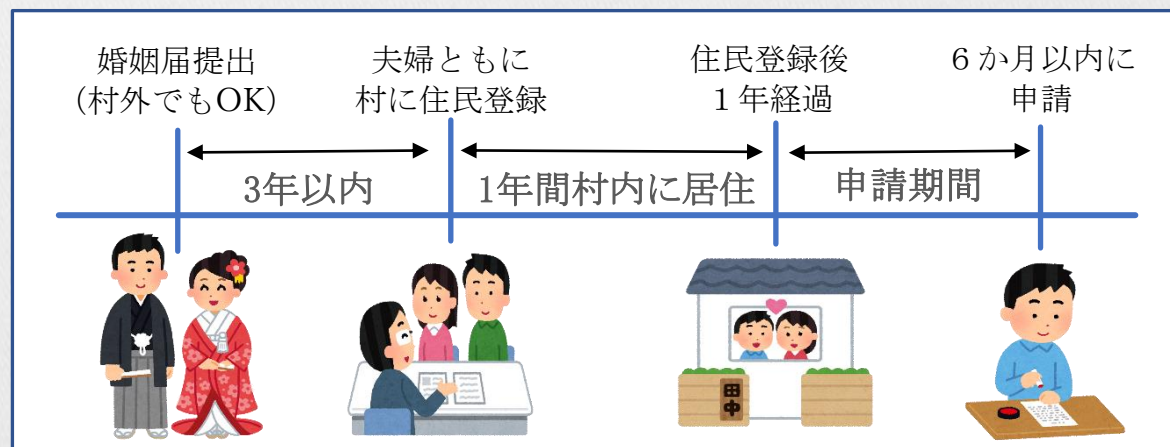
木島平村がお二人の結婚を祝福します！

結婚祝金20万円を交付

概要

どんな世帯が対象なの？	令和3年4月1日以降に婚姻届けを提出し、次の①～⑤の要件を全て満たすことが交付要件です。 ①婚姻から3年以内に、夫婦ともに村に住民登録があること ②婚姻し、夫婦ともに村に住民登録してから1年以上居住実績があり、かつ将来にわたり村に定住する意思があること ③婚姻時の年齢が夫婦ともに40歳以下であること ④夫婦ともに村税や使用料などの滞納がないこと ⑤夫婦ともに過去に村の結婚祝金の交付を受けたことがないこと
祝金の額は？	1世帯20万円です。
申請に期限はありますか？	婚姻届けを提出し、夫婦ともに村に住民登録してから1年経過後、6か月以内に申請してください。
申請方法は？	申請書類は、村の公式ウェブサイトをご覧ください、下記までお問い合わせください。

《申請までのイメージ》



【お問合せ先】

木島平村 民生課 健康福祉係

電話 0269-82-3111(内線124)

Eメール kenfuku@vill.kijimadaira.lg.jp